		, .
処 分 名	温泉利用の許可を受けた法人の合併・分割承認	
処分の概要	許可を受けた法人が合併・分割する場合には、申請により承認を受け、許可を受けた者の地位を承継する。	
根 拠 法 令 名	温泉法(昭和23年法律第125号)	
条 項	第16条第1項	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標準処理期間		計 7日
all a standards Sets		

温泉法第16条第1項に該当する者で、同条第2項により、第15条第2項に該当しないことを基準とする。

【根拠法令等】

判断基準

温泉法

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

第四条第二項

都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

第十五条第二項

次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- ー この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過ない者
- 二 第三十一条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第三十一条第一項 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 三 第十五条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 四 第十五条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

